

個人情報とは何か

定義を理解し誤解しない

22.8（25.8改訂） 弁護士 水町雅子

ミス・間違い等もありえますので、必ず法律・GL等原典に当たっていただけますようお願いします。

講師略歴

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<https://www.miyauchi-law.com>
<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、特定個人情報保護評価立案）に従事

- ◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定情報保護評価）に従事

- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。『1冊でわかる！個人情報保護法』（労務行政、2017年）

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座（23）個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等多数



目次

- ・ 個人情報によくある誤解
- ・ 個人情報等の種類 （１）個人情報／プライバシー権／営業秘密
 - 個人情報とプライバシー権の比較
 - 制裁の比較
 - プライバシー権（判例）
 - 営業秘密（不正競争防止法）
 - 個人情報等の種類 ～様々な概念が複雑に入り組んでいる
- ・ 個人情報とは何か （２）個人情報の定義
 - 個人情報の定義
 - 個人情報の定義：生存者
 - 個人情報の定義：特定の個人を識別できる
 - 個人情報の定義の改正
 - 個人識別符号
- ・ 個人情報とは何か （３）誰から見るか
 - 誰から見て個人情報かをよく考える
 - 提供元／提供先で個人情報該当性が違う場合も
- ・ まとめ・参考

個人情報によくある誤解

氏名が記載されていなくても、個人情報に当たる場合がある

氏名が記載されていなければ、個人情報じゃない？



氏名が記載されていなくても、個人情報に該当することはあります。誰の情報かがわかればいいので、「日本の今の総理大臣」と言っても、誰かわかるので、これは実は個人情報なのです。

ポイント



個人情報の定義を確認しよう。



個人情報等の種類

(1) 個人情報／プライバシー権／営業秘密

個人情報とプライバシー権の比較

「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」「要配慮個人情報」という種類がある。さらには、「匿名加工情報」「非識別加工情報」「匿名加工医療情報」という種類も。でも、そもそも「個人情報」と「プライバシー」って違うの？ 同じなの？



種類	特徴	規制
個人情報 例) 名刺、企業の役員情報、公開情報	■ 意外と範囲が広い ■ 内容の重要性・秘匿性は問わない	■ 規制は比較的弱め 正確にいうとH27法改正前までは弱く、H27以降の法改正で非常に細かくややこしい規制がかかってきている ■ 民間の場合、「個人情報」より「個人データ」「保有個人データ」に規制を強化
要配慮個人情報 例) カルテ情報、検査結果	■ 意外と範囲が狭い ■ 金融の場合は、さらに「機微情報」概念が加わる	■ オプトアウトしていなければ、通常の個人情報と基本的には差異なし
プライバシー権 例) 購買歴、政治思想、不倫	■ 「個人情報」とは範囲が違う ■ 一般的な「個人情報」のイメージは、実は「プライバシー」	■ 個人情報保護法（行政による指導等）ではなく、民法（裁判による解決）

制裁の比較

種類	制裁
個人情報保護法違反 例) 不適正取得、第三者提供規制違反、 目的外利用規制違反	■ 行政（個人情報保護委員会）による助言・指導・勧告・命令 ■ 基本的には行政指導、命令違反に対して罰則 ■ 一定の悪質行為には、命令を経ずに罰則（直罰） ■ 個人情報保護法に基づく直接的な賠償責任はない ■ 要配慮個人情報も個人情報も個人データも保有個人データも、個人情報保護法に違反していれば、同様
プライバシー権侵害 例) ネットに他人の私生活上の問題を書き込む	■ 基本的に罰則はない（脅迫罪等を構成する場合は別） ■ 謝罪広告や賠償責任を負う（裁判、和解）



- ✓ 個人情報保護法対応：民間の場合、「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の範囲を正しく理解することが重要。個人情報保護法違反は行政による指導がメイン（罰則もある）。
- ✓ プライバシー権保護：個人情報保護法だけを遵守すればよいというものではなく、一般に不法行為を行えば、裁判で敗訴する可能性（賠償責任を負う）

プライバシー権（判例）

プライバシー権

- ① 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られる恐れ（私生活性）
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められること（非公開の期待）
- ③ 一般の人々に未だ知られていないこと（非公知性）
- ④ （本人との同定可能性）

宴のあと事件(東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁)、防衛庁リスト事件(新潟地判平成18年5月11日判時1955号88頁)、石に泳ぐ魚事件一審判決(東京地判平成11年6月22日判タ1014号280頁) 二審判決(東京高判平成13年2月15日判タ1061号289頁)等

POINT

- 個人情報よりも狭い。非公開の期待＋非公知性が求められる。
- 特殊な個人の感受性ではなく一般人の感受性が基準。
もっとも、特殊な情報であっても、一般人がその人の立場に立ったならば非公開を欲する場合は、保護対象となる点に十分留意が必要。

営業秘密（不正競争防止法）

営業秘密

- ① 秘密として管理されている（**秘密管理性**）
- ② 生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって（**有用性**）
- ③ 公然と知られていないもの（**非公知性**）

不正競争防止法 2 条 6 項

POINT

- 個人情報以外も含む概念だが、個人情報に当たって、かつ営業秘密に当たるものも多数ある
- 顧客名簿の売却などは、不正競争防止法の罰則で処罰されることもある

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

個人情報関連情報

検索性等 (官)	個人情報 個人データ 保有個人データ 個人識別符号 保有個人情報 個人情報ファイル
内容・文脈	要配慮個人情報 機微情報（センシティブ情報） プライバシー 営業秘密
加工度合い (特殊)	個人情報 仮名加工情報 匿名加工情報 統計情報 行政機関等匿名加工情報 匿名加工医療情報



個人情報とは何か

(2) 個人情報の定義

個人情報定義

定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう（2条1項・2項）。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの
※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

誰の情報かわかるもの

POINT

- 個人情報保護法の細かい論点に入り込むと、本質が見えにくくなる傾向も。
- 定義について細かい点を抑えるのは後回しにして、
まずは①生きている人の情報、②誰の情報かわかるものという2つの要件を満たせば個人情報であると理解しよう。

個人情報定義：生存者

個人情報であるためには、**生存者の情報**であることが必要

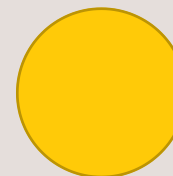
- 民間企業等の法人の情報は、個人情報に当たらない
 - もっとも、法人の役員や従業員の情報は、生存している者の情報であり、個人情報に当たる。

「株式会社はろうの平成28年売上高は、〇円」



個人情報に該当しない
※生きている人の情報ではない

「株式会社はろうの代表取締役社長は、情報太郎である」



個人情報に該当する
※生きている人の情報である

- Cf. プライバシー情報と個人情報は異なる。重要情報・秘密情報でなくても、個人情報に該当する。
- 死者の情報は、原則として個人情報に当たらない
 - もっとも、それが生存者の情報にも該当するような情報、例えば「故情報太郎氏の財産は100億円であり、相続人である情報花子氏が単独で相続する」ことは、個人情報に該当する。

個人情報定義：特定の個人を識別できる

- 誰の情報かわからなければ個人情報には該当しない。
 - したがって、「東京都民の平均年収は〇百万円である」といった情報は、個人情報に該当しない。
- 一方で、誰の情報かわかれば個人情報に該当するため、「氏名が記載されていなければ個人情報に当たらない」という理解は、誤りである。
 - 「うちの会社の社長は四国出身だ」「今の東の関脇は...」「今の阪神の監督は...」「昭和最後の内閣総理大臣は...」
 - 氏名が含まれていなくても、顔写真や指紋があれば、一般に誰の情報かがわかるといえ、個人情報に該当する。
 - また、ユーザIDとだけ結びついている購買履歴であったり、特定のブラウザ情報とだけ結びついているWeb閲覧履歴であったり、匿名のブログに記載された内容であっても、ものによっては、誰の情報かがわかる場合があるので、その場合は個人情報に該当する。いわゆる「特定」。
 - 氏名が記載されていなくても、誰の情報かわかる場合は意外と多い。

誰のことかわかった



個人情報定義：特定の個人を識別できる

- さらに、誰の情報かは、その情報単体でわからなくてもよい。
 - 例えば、表1には仮名とだけ結びついているデータがあり、表2には仮名と実名の結びつきのデータがあったとして、表1と表2を困難なく組み合わせることができれば（→容易照合性）、個人情報に該当する。

仮名	乗降履歴	仮名	実名
A1	2016年6月20日7時32分 千葉駅	A1	情報太郎
	2016年6月20日8時38分 市ヶ谷駅		
	2016年6月20日19時55分 市ヶ谷駅		
	2016年6月20日21時3分 千葉駅		
B2	2016年6月20日8時35分 新宿御苑前駅	B2	難波舞
	2016年6月20日8時58分 四ツ谷駅		
	2016年6月20日18時3分 四ツ谷駅		
	2016年6月20日18時25分 銀座駅		
	2016年6月20日23時35分 銀座駅		
	2016年6月20日23時53分 新宿御苑前駅		

キーワード

容易照合性

個人情報定義の改正

改正前

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（旧2条1項）

平成27年改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。（2条1項・2項）

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号が含まれるもの

POINT

- 最初の（ ）の追加については、記述等は、文書だけに限定されず、幅広い一切の事項をいうという改正で、これまでの明確化
- 2条1項2号の「個人識別符号」は、次のスライドにて詳解

個人識別符号

一般人の感覚からするとこれだけで個人情報とは思えないかもしれないので、要注意
ただ、IDや番号類がすべて個人識別符号なわけではなく、以下に限定されている

身体特徴系符号（法2条2項1号符号）	番号系符号（法2条2項2号符号）
イ) ゲノムデータ ロ) 容貌 ハ) 虹彩 ニ) 声 ホ) 歩行の態様 ヘ) 静脈 ト) 指紋又は掌紋 ※これらの組み合わせも含む ※ガイドライン通則編9~11ページ 本人を認証することができるようにしたもの	イ) パスポート番号等 ロ) 基礎年金番号 ハ) 免許証番号 ニ) 住民票コード ホ) 個人番号（マイナンバー） ヘ) 保険証等の記号、番号及び保険者番号等 ト) 雇用保険証番号

※旧法下でも個人情報として扱ってきたもの
実務上は、「容易照合性」等その他から、個人情報として取り扱ってきたものと思われる



個人情報とは何か

(3) 誰から見るか

誰から見て個人情報かをよく考える

とても難しい話になります。以上は個人情報該当性の基本でした。



個人情報の実務を行うには、以上の理解だけでは足りず、
「誰から見て」個人情報該当性を判断するを考えなければなりません。



A社（提供主体）



B社（A社委託先）

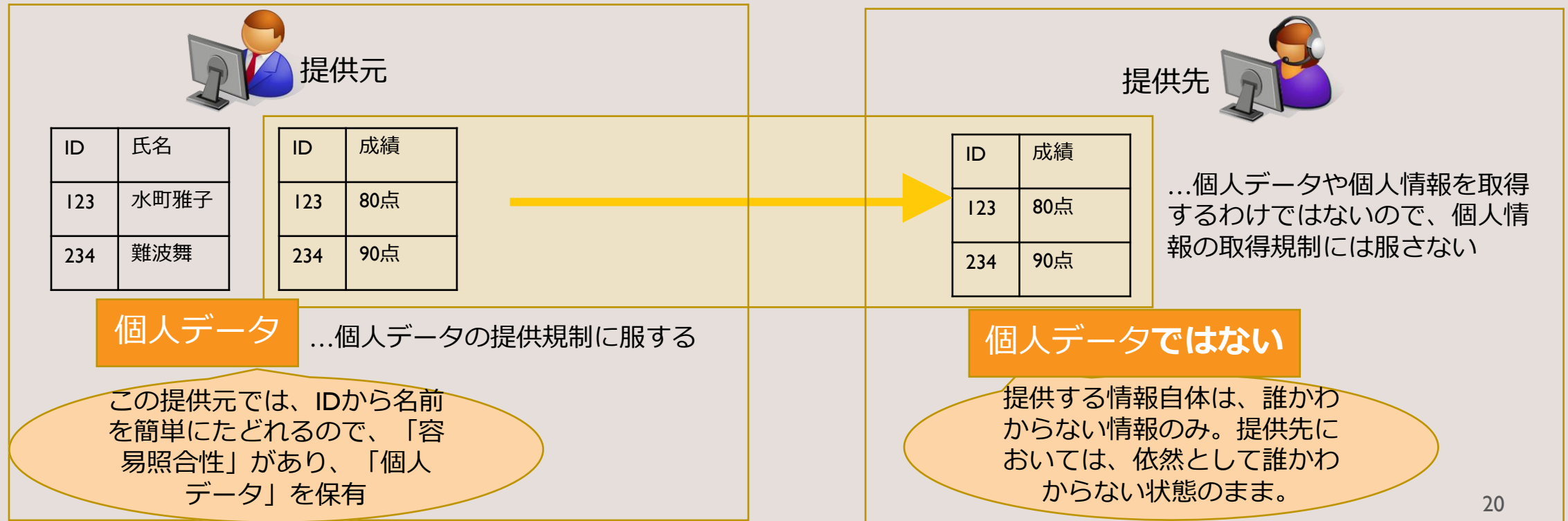


C社（提供先）

- A社から見ると容易照合性ゆえに個人情報だが、B社やC社から見ると容易照合性もなく個人情報でない場合もある。登場人物（法人）ごとに個人情報該当性を判断する必要がある。
- もっとも、例えばB社から見て、システム上では容易照合性を前提とする処理をしても人間の目では見ないなどの理由で、個人情報ではないと誤解されることがあるが、そのような場合でもB社にとっても個人情報である。

提供元／提供先で個人情報該当性が違う場合も

以下の場合、
提供元にとっては個人情報（個人データ）だが、
提供先にとっては個人情報（個人データ）ではない。
但し、個人関連情報の規制（個人情報保護法 3 1 条）に要注意。



提供元／提供先で個人情報該当性が違う場合も

以下の場合、
提供元にとっては個人情報（個人データ）ではないが、
提供先にとっては個人情報（個人データ）。
適正取得（個人情報保護法 20 条 1 項）等に要注意。



提供元

ID	成績
123	80点
234	90点

個人データではない

この提供元では、ID
から名前等をたどれ
ない

...個人データや個人情報を
提供するわけではないので、
個人データの提供規制には
服さない。個人関連情報の
提供規制に注意。

提供先



ID	成績
123	80点
234	90点

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

個人データ

取得する情報自体は、非個人情報。
提供先で持っている他の個人データ
と照合して、誰かわかる。



まとめ・参考

まとめ

■ 個人情報の定義

- 生きている人の情報で誰の情報かがわかれば、個人情報
- 内容の重要性・秘匿性は問わない

■ 個人識別符号

- 一般人の感覚からするとこれだけで個人情報とは思えないかもしれないので、要注意
- ただ、IDや番号類がすべて個人識別符号なわけではなく、以下に限定されている

■ 誰から見るか（上級編）

- 人の感覚によっては違わないが、誰から見て個人情報該当性があるのかを考える必要はある（提供先では個人情報だが提供元では非個人情報など）

参考

◆ 他の水町作成資料

一覧 <https://www.mizu-machi.com/kaisetsu/>

ブログ **ITをめぐる法律問題について考える**

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

◆ 書籍

「個人情報保護法 (1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ)」



(労務行政、2017年) ←古いが、個人情報の定義は2025年現在もこの書籍のまま。

THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法
（次世代医療基盤法）のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、
企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → onesg@mizu-machi.com